

2020年度

国の施策及び予算に関する提言

令和元年5月

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員等名簿

役職名	定数	氏名		備考
会長	1	厚木市長	小林常良	総務部会長
副会長	3	小田原市長	加藤憲一	全国市長会評議員（財政）
		大和市長	大木哲	全国市長会評議員（行政）
		三浦市長	吉田英男	全国市長会理事（経済）
顧問	—	横浜市長	林文子	
		川崎市長	福田紀彦	全国市長会相談役
		相模原市長	本村賢太郎	
相談役	—	海老名市長	内野優	全国市長会相談役
常任理事	若干名	座間市長	遠藤三紀夫	全国市長会理事（財政）
		鎌倉市長	松尾崇	全国市長会関東支部理事
		平塚市長	落合克宏	全国市長会評議員（社文）
		南足柄市長	加藤修平	全国市長会評議員（経済）
		藤沢市長	鈴木恒夫	行政部会長
理事	若干名	横須賀市長	上地克明	経済部会長
		秦野市長	高橋昌和	社会文教部会長
		茅ヶ崎市長	佐藤光	
		逗子市長	桐ヶ谷覚	
監事	2	伊勢原市長	高山松太郎	厚生労働部会長
		綾瀬市長	古塩政由	財政部会長
常務理事	1	事務局長	山口正志	

要望にあたって

神奈川県内 19 市の行財政運営につきまして、日頃から特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国経済は、国の経済対策により雇用・所得環境が改善し、これまで回復基調が持続してきましたが、中国景気の減速や、米国と中国との貿易摩擦の影響などにより、先行きが懸念されております。

こうした状況においても、住民に最も身近な都市自治体は、福祉、医療などの社会保障関係費が増大する中で、到来した人口減少社会に対応して暮らしに直結する喫緊で多様な課題に迅速に取り組み、着実にその対策を推進していかなければなりません。

この要望書は、多くの課題を解決するために国における 2020 年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、神奈川県市長会の要望事項をとりまとめたものです。

都市自治体に求められるニーズがますます複雑化していく中、各市は創意工夫により特色あるまちづくりを進めるとともに、行政サービスを将来にわたり安定的に提供するため真摯に取り組んでおります。

しかしながら、我々都市自治体の力だけでは対応できない課題が少なくないことも事実です。神奈川県内 19 市の置かれた実情にご理解を賜り、各要望事項の実現に向けてより一層のご支援をお願い申し上げます。

令和元年 5 月 27 日

神奈川県市長会

厚木市長 小林常良

目 次

	頁
〈行政部会／財政部会〉	
1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について……	1
〈厚生労働部会〉	
2 福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について……………	7
〈社会文教育部会〉	
3 教育文化行政の充実強化について……………	11
4 基地対策の充実強化について……………	13
5 都市環境行政の充実強化について……………	15
〈経済部会〉	
6 都市基盤の整備促進について……………	17

凡 例

新規…新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について

真の分権型社会を実現するためには、地方への権限移譲の推進や、地域の実情に即した自主的、自立的な行財政運営ができるよう、国と地方の役割分担に応じた都市税財源の充実強化が必要不可欠である。

しかしながら、昨今の経済状況は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調となっているものの、地方自治体の財政運営は依然として厳しい状況に置かれており、福祉、医療などの社会保障関係費の増大により、日常生活に欠くことのできない教育、安全などの経費等についての見直しも余儀なくされるなど、住民サービスへの影響が懸念される。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 権限移譲の推進と都市税財源の充実強化について **一部新規**

ア これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から市町村への権限移譲が実施されているが、国の出先機関の見直しは行われておらず、権限移譲も未だ不十分である。

地方自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応できるよう、真の分権型社会の実現のための改革を着実に推進し、これまでの地方分権改革に係る一括法等の内容にとどまらず、国から地方、都道府県から市町村への大幅な権限移譲を早期に進めること。

イ 国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。また、国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させているが、地方の自由度を高めるために今後「従うべき基準」の設定を行わないこと。また、既に設定された基準についても撤廃すること。

ウ 国から地方への権限移譲による新たな事務権限に応じた国と地方の税源配分の是正の積極的かつ計画的な推進と、更なる税源の拡充を図ること。なお、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲に当たっては、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じるとともに、マニュアルの整備や助言、研修や職員のパ遣など必要な支援を行うこと。

エ 「提案募集方式」については、地方分権改革を着実に進める取組として、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。

その際、地方が示す現行制度の具体的な支障事例等だけでなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。

また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすこと。

さらに、検討対象外等とされた提案については、過去に「実現できなかった」提案も含め、地方からその重要性ゆえ再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

こうした対応にとどまらず、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえつつ制度の課題を整理し、提案対象の拡大を図るなど見直しを行うこと。

なお、「提案募集方式」があることを理由に国自らがこれ以上、権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等を検討しないことはあってはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

オ 指定都市に関しては、地方が行うべき事務の全てを一元的に担い、その役割分担に見合う税財源を持つ新たな大都市制度「特別自治市」の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

また、道府県との二重行政を解消するため、地方分権改革に係る一括法等により、引き続き、道府県から指定都市へ権限・財源を移譲すること。

カ 国庫補助負担金については、国と地方との役割分担を見直したうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金等を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

キ 地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

ク 国の出先機関については、事務・権限の必要性を十分に精査したうえで、地方の主体性が確保されるよう、国が本来担うべきもの以外は地方に移譲するという地方分権の視点を持って、抜本的な改革を確実に実現すること。その際には、事務・権限と税財源を一体的に移譲するとともに、人員の移管について地方と十分協議すること。

ケ 国と地方の協議の場については、法に基づく分科会も含め、国と地方が対等な立場で、政策の企画・立案の段階から実効性のある協議を十分に行い、特に、地方自治に影響を及ぼす国の政策に地方の意見を反映させること。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者も加えるように見直しを行うこと。

コ 超高齢化・人口減少などの急激な社会環境の変化に緊急に対応するべく、地域の様々な公共的活動への支援や交通不便地域の住民の交通手段の確保といった、既存の財政

制度の枠組みでは十分対応しきれない財政需要を満たすため、都市自治体の基幹税の確保や財政調整制度の充実強化を図るとともに、連帯して経費を賄う「協働地域社会税（仮称）」の創設など地方の新たな財源確保の取組を進めること。

(2) 地方交付税の確保等について

ア 地方の財源不足については、その全額を地方交付税により交付すること。

また、地方自治体の社会保障財源が確実に確保できるよう、自然増分や社会保障と税の一体改革などによる増収分、地方単独事業も含め、社会保障関係事業に係る経費を適切に基準財政需要額に算入すること。

イ 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

ウ 地方の保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

エ 地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げによって対応すべきであることから、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

オ 地方交付税の算定に当たっては、財政需要を的確に反映させるとともに、市町村における毎年度の予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性を確保すること。

(3) 普通交付税不交付団体の較差解消等について

国庫補助金等の補助率及び交付額については、交付団体と不交付団体の較差を設けないこと。

(4) 国税化された法人住民税の復元について

地方の自主財源である法人住民税を一部国税化し交付税原資とすることは、地方の企業誘致、地域経済活性化へのインセンティブを著しく損ない、これまでの地方の自主的な努力を全く無にするものであるとともに、今後、地方が行おうとする取組みを阻害するものであり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。

(5) 償却資産に対する固定資産税の堅持について

償却資産に対する固定資産税の制度は、産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源を確保するためにも必要なものであることから、堅持すること。

また、これまでに創設された中小企業に対する特例措置に替わって、平成 30 年度税制

改正大綱において、新たに「中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置」が創設されたが、臨時、異例の措置であることから、措置の拡大等を行うことなく、確実に、その期限の到来をもって終了させること。

(6) ゴルフ場利用税の堅持について

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(7) ふるさと納税制度の見直しについて **新規**

ア ふるさと納税制度については、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品と組み合わせることで、結果として節税効果が生ずるなどの課題もあることから、本来の趣旨に沿った制度となるよう見直しを行うこと。

イ 返礼品を目的とした寄附の増加を背景に、都市部における税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、特例控除額について、新たに定額の上限を設けるなど、地方団体の財政に与える影響を抑制するための見直しを行うこと。

(8) 財政融資資金の償還年限の延長について **新規**

地方債の償還年限については、世代間の公平性の確保や財政負担の平準化の観点から、施設の耐用年数に応じた償還年限となるように総合的な見直しを行うこと。

特に、一般廃棄物処理事業については、令和元年度に償還年限が15年から20年に延長されているが、建物の整備に関する部分は30年へ延長すること。

(9) 防災・減災対策のための支援制度について **一部新規**

ア 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債については、期限を設けずに継続すること。

イ 防災・減災対策に係る財政措置については、地方財政措置ではなく、避難施設・避難路等の整備及び同報系防災行政無線のシステムデジタル化とシステム及び無線柱の更新に要する経費並びに無線LANやIP等を活用した災害時の情報伝達システムの整備・維持管理に要する経費を対象とする、新たな財政支援制度を創設すること。

ウ 海岸近くを通る国道134号は県により整備・管理されているが、市が独自で行う道路補強や避難路整備など津波災害、津波避難対策の取組に対し、補助制度を創設すること。

エ 現在、津波警報等の伝達は、気象業務法施行規則において、鐘音またはサイレンによる、とされているが、沿岸域で活動するマリンスポーツ観光客には、風向きや波の音で警報が届かないことが懸念されることから、オレンジフラッグなど視覚に訴える標識も可能となるよう関係法令を整備すること。

- オ 災害発生時における迅速かつ的確な被災者生活再建支援が実施できるよう国による全国的に標準化・統一化された有効な被災者生活再建支援システムを構築すること。
- カ 災害時に、住民による避難、救出救助活動、消火活動、救援物資の搬送等を迅速かつ効果的に実施するためには、災害発生時の踏切の遮断を早期に解消する必要がある。そのため、国は災害時の踏切の長時間遮断対策に対する検討結果を早期に取りまとめるとともに、鉄道事業者等に対し、踏切の早期開放及び鉄道の災害時の緊急停車にあたっては可能な限り踏切を避けて停車するよう指導すること。

(10) 富士山火山防災対策について

富士山火山噴火による災害発生の可能性が叫ばれており、噴火した場合、社会生活等への影響が懸念されるため、噴火による影響調査を早急に実施すること。

(11) 消防体制の充実強化について

第二東海自動車道（新東名高速道路）の供用開始に伴う新たな消防需要に対応するため、救急隊の増隊、消防車両の整備及び救助活動用資機材等の整備に係る経費について、当該道路供用開始に伴い必要となる整備費に特化した新たな補助制度を創設するなど、国による財政支援により関係自治体の財政負担の軽減措置を講ずること。

(12) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた支援について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とレガシーの創出に向けて、大会の気運及び都市の価値を醸成する文化芸術振興等文化プログラムの実施に係る財政的支援、並びに推進体制等に係る人的支援を講ずること。

(13) マイナンバー制度について **一部新規**

マイナンバー制度に係る財政措置については、地方財政措置ではなく、中間サーバー及びマイナポータルの運用に関する経費、新たな自治体情報セキュリティ対策に要する経費、並びに通知カード及び個人番号カードの交付事務等に関する経費も含め、自治体の負担が生じることがないように、国においてその全額を財政措置すること。

また、電子証明書の更新にあたっては、現行システムにおいて市町村による更新対象者の抽出は不可能であるため国において更新の通知を発送するとともに、更新にかかる経費を補助対象とすること。

(14) 地方消費者行政強化交付金について

地方消費者行政強化交付金については、これまで国と地方自治体が連携して充実させてきた消費生活相談等の消費者行政が後退することのないよう、早期に財政支援の拡充

を図り、事業メニュー、補助率、活用期間等について、地域の実情に応じた取組が可能な制度とすること。

2 福祉行政と地域保健医療対策の充実強化について

我が国は世界的に例を見ないスピードで少子高齢化が進行しており、このことが経済や社会保障、地域福祉に重大な影響を与えているとともに、地域住民の福祉施策に対するニーズを多様化させている。

こうした中、高齢者施策としての介護保険制度や子育て施策の充実強化、さらには地域における保健医療体制の維持や福祉施策の充実強化が強く求められている。

一方、地方自治体においては、地域住民の誰もが安心・安全に、また豊かに生活を送っていけるよう、ぬくもりのある福祉社会の構築と健康を支える保健医療の充実に向けて、不断の努力を継続しているものの、少子高齢化の影響等により、依然として厳しい財政運営を強いられている。

このため、今後の更なる福祉施策等の充実強化に向けては、安定的な財源確保を含む社会福祉に係る各制度の抜本的な見直しが急務である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 小児医療費に係る全国一律の助成制度の創設について

小児医療費助成事業に対する国庫補助制度の創設又は全国一律の新たな制度や仕組みを構築すること。

(2) 子ども・子育て支援新制度の各事業に係る財政負担の充実について

ア 子ども・子育て支援新制度における経過措置を早期に廃止し、教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分については、国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とすること。

イ 子ども・子育て支援交付金に位置づけられている「地域子育て支援拠点事業」、「子育て援助活動支援事業」、「病児保育事業」等の各種事業については、保護者のニーズに対応するための必要な人件費等に対する適切な補助を行うため、基準額を積み増しすること。

ウ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、質・量の改善に向けた補助メニューを充実するとともに、補助率の上限どおりの額を交付すること。

また、待機児童については緊急的な対策が求められるため、施設整備に係る国庫補助については、賃貸借契約（リース方式）にも対応した補助制度とすること。

(3) 建物賃借料等に係る公定価格上の取扱について 一部新規

子ども・子育て支援新制度における公定価格に係る賃借料加算については、保護者ニ

ーズの高い駅近く等での賃貸物件の活用が行えるよう、より実態に即した加算区分を設けるとともに、土地を借用し、建物を自己所有して運営している保育所等に対して、土地の借用料についても公定価格において財政的措置を講じること。

(4) 幼稚園の長時間預かりに係る補助制度の充実について

幼稚園の長時間預かりに対する補助金（子どものための教育・保育給付費補助金）については、11時間開所を前提としたものではなく、地域の実情に応じた活用が図られるような制度とすること。

(5) 幼稚園就園奨励費に対する財政負担の充実について

幼稚園就園奨励費については、地方自治体の超過負担が生じないよう十分な財源措置を講じるとともに、補助割合に圧縮率を乗じることなく上限どおりの額を交付すること。

(6) 幼児教育・保育の無償化に伴う対応について **一部新規**

ア 幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに国が補助対象を拡大する部分に係る財源については、地方との十分な協議のうえ、地方交付税に委ね一般財源化することなく、国が責任を持ってすべての財源を確保すること。

イ 幼児教育・保育の無償化に伴い、新たな保育需要が喚起されることから、保育所整備への補助金の充実、保育士の人材確保策、処遇改善はもとより、幼稚園の一時預かり無償化に向けた取組など、待機児童を生じさせない対策を速やかに実施すること。

ウ 公立幼稚園・保育園については、地方自治体の全額負担とすることなく、国が財源を確保すること。

エ 子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に係る幼稚園就園奨励費については、無償化分は全額国負担とすること。

オ 給食費のうち食材料費については、保護者に負担を求めるのではなく、現行制度同様公定価格に含め、国、県、市町村の負担とすること。

カ システム改修費用及び事務量の増加に対応するための人件費については、地方に負担を求めるのではなく全額国負担とすること。

(7) 自主保育に対する補助制度の創設について **新規**

地域の特色を生かした多様な子育て支援を図るため、幼児教育の無償化対象外である、施設に通わず保護者や支援者が身近な自然の中で保育をする自主保育の運営に対し、補助制度を創設すること。

(8) 児童扶養手当に係る財源確保について

児童扶養手当に必要な財源については、国の責任において十分な財源を確保すること。

(9) 不育症対策等の全国一律の制度実施について

不育症治療費の支援など効果が高い施策については、全国一律の制度として実施すること。

(10) 重度障害者医療費に係る全国一律の助成制度の創設について

重度障害者の生活の安定と福祉の増進を図り、公平な医療助成が受けられるよう、国策として身体・知的・精神障害者の重度障害者医療費助成制度を創設すること。

(11) 市町村地域生活支援事業に係る財源確保について**新規**

障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業について、市町村の超過負担が生じないよう十分な財源措置を講じるとともに、補助割合（補助対象額の2分の1以内）を圧縮等することなく、上限どおりの額を交付すること。

(12) 生活保護制度の充実について

生活保護費負担金は、全額国庫負担とするとともに、全国的に生活保護受給世帯数が増加している状況を踏まえ、雇用労働政策や年金制度など社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。

(13) 介護保険制度の充実について**一部新規**

ア 介護保険給付費負担金については、国庫負担25%のうち5%を調整交付金として交付しているが、これを別枠として確保し、国庫負担25%を全保険者に交付すること。

イ 居宅介護支援事業所の指定権限の移譲に伴い、地方自治体における人員体制等も含め、事務負担の増大に対する財政措置など十分な支援を行うこと。

ウ 2025年度末には、全国で約34万人の介護人材不足が見込まれることから、介護人材確保に向けて、さらなる処遇改善等の直接的な効果が見込める取組を実施すること。

(14) 地域手当の支給率の見直しについて

地域手当の級地区分は、介護保険制度における介護報酬、子ども・子育て支援新制度における公定価格の算定基準となっているため、住民サービスに係る事業者の人材確保などを考慮し、地域の実情に合わせた地域手当の支給率とするよう見直しを行うこと。

(15) 国民健康保険制度における国庫負担金減額措置の廃止について

市町村が医療費助成等を行っている場合における、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置は、全面的に廃止すること。

(16) 医師及び看護師の確保対策について **一部新規**

ア 産科医不足は全国的な問題となっており、産科医が不足している地域の危機的状況に対し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するための施策を打ち出すなど、早急な産科医療の確保に向けた対策を講じること。

イ 小児科、救急医療等に携わる医師及び看護師不足の解消のため、女性を含めた医師や看護師が充実して働くことのできる医療環境の整備、看護師を養成する機会の充実、女性医師及び看護師の復職を支援する等、早急に医師及び看護師不足に対する抜本的な対策と十分な財政措置を講じること。

(17) 在宅医療提供体制の構築支援について

地域包括ケアシステムの構築には、在宅医療の提供体制の確保が必要不可欠となるため、医療福祉従事者における多職種協働の推進や、地域偏在を踏まえた訪問診療医等の人材育成・確保に必要な対策及び財政措置を講じること。

(18) 地域医療介護総合確保基金制度の見直しについて

地域医療介護総合確保基金について、不足する病床機能の確保や在宅医療の推進、医療従事者の確保・養成など、地域の実情を踏まえ十分に配分するとともに、年度当初から事業を実施できるよう交付スケジュールを見直し、市町村が主体的に基金を活用できる制度とすること。

(19) 定期予防接種の充実について

ア すべての定期予防接種に係る経費は地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とするなど、市町村間において費用負担の格差が生じることがないように、適正な措置を講じること。

イ 定期予防接種の積極勧奨を行っていない HPV ワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）接種について、市民が安心して接種が受けられるよう、適切な情報提供と実施体制を早期に整備すること。

(20) 受動喫煙防止対策への対応について

受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法の施行に当たっては、人件費などの体制の整備に係る経費について全額国庫負担などの財政措置を講じるとともに、国において国民への周知に万全を期すこと。

3 教育文化行政の充実強化について

暮らしや価値観が多様化・複雑化した時代に対応するため、学校教育には、地域に根ざした特色ある教育や、従来地域や家庭が担ってきた役割も含めた幅広い対応が求められている。子どもたちが持つ可能性を導き出し、豊かな人間性や創造性を育むために、初等・中等教育が担う役割は非常に重要である。

現在、学校現場では、新学習指導要領の趣旨を踏まえ「生きる力」を育む環境づくりの推進を図り、学力の向上、心の教育、開かれた学校づくり、学校給食の充実等、多くの教育課題の解決に向け努力しているが、その解決のためには、教職員定数の拡充等が不可欠である。

さらに、子どもたちが安全で、安心して快適な学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の整備も急務となっている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 教職員配置等の充実について

ア 学習指導要領の確実な実施及び教員が子ども一人ひとりに向き合う時間の確保を目指し、更には働き方改革の観点からも、少人数指導、TT（チームティーチング）指導及び読書指導等を推進するため、更なる加配定数の充実を考慮した公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に実現すること。また、30人を学級編制の標準規模とするよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正を図るとともに所要の財源措置を講じること。

イ 学校栄養職員の配置においては、学校給食のより一層の充実と食育の推進を図るため、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律における現行の配置基準を緩和し、多くの学校に学校栄養職員を配置すること。

ウ 全国各地で地域の実情に応じて取り組んできた小中一貫教育について、小中一貫教育を実施する市の様々な取組を支援するために教職員の定数措置や加配措置を講じること。

エ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実のため、スクールカウンセラー等の活用に対する十分な財政措置を講じること。

オ 特別支援学級及び通常学級に在籍するADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育支援を必要とする児童生徒に対応するため、教職員の定数の改善や補助員の配置に対する財政措置を拡充すること。

(2) 外国語教育の効果的な推進について **一部新規**

小中学校における外国語教育を充実し、国際教育を推進するため、英語教育改革実施

計画に基づき、民間事業者を活用した委託・派遣契約等、各市の雇用形態に柔軟に対応した外国語指導助手（ALT）の配置に係る経費について、必要な財政措置を講じること。また、2020年度からの小学校における外国語の教科化に向け、専科教員の加配措置を講じること。

(3) 学習環境の充実について

- ア 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、学籍異動を伴わずに院内学級に入級できるシステムを構築すること。
- イ 医療ケアを必要とする児童生徒の健康と安全を確保し、障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた教育の一層の充実のため、小中学校に医療的ケアを実施するための看護師配置について、全額国負担となるように財源を確保すること。
- ウ 小中学校における学習指導の充実に向け、ICTを活用した教育を推進するため、タブレット端末やネットワーク環境の整備に係る経費について、必要な財政措置を講じること。

(4) 就学援助費に対する財政措置について

教育への機会均等を図るため、準要保護児童生徒に対する就学援助について、十分な財政措置を講じること。

(5) 学校施設等の整備について 一部新規

公立学校施設における非構造部材の耐震化、老朽化対策、防災機能の強化、特別支援学級及び給食施設の整備等を推進するため、学校施設環境改善交付金については、計画した事業の全件が補助金を受けることができるよう財源を十分に確保すること。また、実態に即した補助要件の見直しを行うとともに、対象事業の拡充を図ること。

4 基地対策の充実強化について

神奈川県内には12箇所約17㎢に及ぶ米軍基地があり、その多くが人口密集地に位置している。基地が存在することで、周辺住民は長年にわたり、航空機騒音や度重なる部品落下、墜落事故などの不安に悩まされているとともに、生活環境の保全や都市基盤整備においても著しい障害となり、日常生活やまちづくりに大きな影響を受けている。

国において、従来から、基地周辺対策がなされているが、基地周辺住民への十分な対策とはなっておらず、住民は安全と福祉、良好な生活環境を確保するために、基地の早期返還を切に願っている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 基地負担の解消、基地の返還等について 一部新規

ア 基地が所在することに起因する航空機騒音や事件・事故に対する不安、まちづくりへの支障など、基地周辺住民の負担解消に向けた取組を、より一層進めること。

イ 米軍基地は、市民生活やまちづくりの大きな障害となっていることから、基地機能を整理、縮小し、返還を図ること。特に、市民生活の利便性向上や計画的なまちづくりを進めるうえで緊急に必要な箇所については、早期に返還を実現すること。

ウ 厚木基地については、空母艦載機の移駐による人員の減少等により利用頻度の減少が考えられる施設等（西門南側地区、ピクニック・エリア、ゴルフ場地区）の返還を行うこと。

エ 池子住宅地区及び海軍補助施設の共同使用地（約40ヘクタール）等について、早期返還を実現するとともに、共同使用開始に伴い、米軍に代わり市が負担する経費を勘案し、補助金等を増額すること。

(2) 基地の騒音対策について

空母艦載機の移駐完了後も、折に触れ厚木航空施設を使用すると米海軍が発表していることから、引き続き航空機騒音の解消に向けた取組を行うこと。また、厚木飛行場周辺の航空機における騒音軽減措置の抜本的改正を着実に実施し、基地周辺住民の生活環境の保全を図ること。

(3) 基地交付金に係る予算の増額について

基地交付金における、国有財産台帳価格と固定資産税台帳価格との格差を是正し、調整交付金と併せて交付額の引き上げを図るため、必要な措置を行うとともに、大規模な提供資産の追加がある場合は、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう措置を講じること。

(4) **米軍航空機の安全性や事故対策への説明責任について**新規

オスプレイを含む米軍航空機について、近年不時着や部品落下事故等が相次いで発生し、住民はその飛行に不安を感じていることから、安全性や事故原因・対策について説明責任を果たすこと。

(5) **基地周辺住民及び市への支援について**

ア 長年にわたり基地の負担を担ってきた住民及び市に対しての支援や補助、周辺対策等を各市の実情に見合った制度となるよう、より一層の強化を図ること。

イ 住宅防音工事及びNHK放送受信料について対象区域の拡充を図るとともに、防音施設に係る維持管理費及び受信料の全額を助成すること。

(6) **米軍構成員等を対象とした課税について**

米軍の構成員等が所有する軽自動車税に対する税率は、日本国民と比較して大きく免除されているため、日米合同委員会において定める米軍の構成員等を対象とした税率を国内課税と同様の税率とすること。

5 都市環境行政の充実強化について

地域社会における快適な都市環境及び生活環境の形成を推進するためには、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた総合的な廃棄物処理政策を推進することが重要である。

将来にわたり、安全で安心なごみ処理を継続していくため、ごみ処理広域化のための施設や、効率的なごみ収集により温室効果ガスの排出抑制に寄与する中継施設の整備、施設延命化に寄与する改良・改修工事が必要である。

また、廃棄物処理施設は他の公共施設と比べ、特に環境に留意して取り扱う必要のある施設であり、廃止した廃棄物処理施設は早期に解体する必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 廃棄物処理施設の整備等について **一部新規**

ア 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、循環型社会形成推進交付金交付要綱に定める交付率による、交付金額の予算を確保するとともに、交付金の申請が承認された計画については、着実に要望額を全額交付すること。

イ ごみ処理広域化により整備する中継施設について、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象とすること。

ウ 廃棄物処理施設の解体について、新たな廃棄物処理施設等を整備する場合だけでなく、跡地利用をせずに更地にする場合もしくはごみ処理施設以外の施設を整備する場合であっても、解体費を循環型社会形成推進交付金の交付対象に位置付けるか、又は、新たな交付金制度を創設すること。

エ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に対する循環型社会形成推進交付金の交付対象要件のうち、幅広い事業を交付対象とするため、基幹改良に伴い一定以上の二酸化炭素の排出削減が達成されることを条件とする基準を廃止すること。

(2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法で定められている処理期間内で確実に処理を完了させるため、財政支援などの制度を創設すること。

(3) 再生可能エネルギー導入等に係る環境整備について^{新規}

各自治体が定める再生可能エネルギー導入や省エネルギー化の数値目標達成には、自治体ごとの消費電力量が進捗管理に不可欠な基礎データとなるため、自治体が把握できるような環境を整備すること。

6 都市基盤の整備促進について

少子高齢化への対応や経済の活性化、国民の安心・安全を図り、個性と活力にあふれた豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、都市基盤の整備等を一層進めていく必要がある。

しかしながら、地方自治体が取り組むインフラや地域振興施設の整備、公共施設や公有財産の維持管理、地域経済の活性化や沿線住民の住環境向上のための道路の整備、充実した鉄道ネットワークを構築するための運輸・交通施策、国際競争力の強化や国民の安心・安全のための港湾・海岸の整備、集中豪雨や地震等の災害発生時における河川の増水や津波の遡上から流域住民の生命や財産を守るための河川等治水事業等には多くの課題があり、いずれも早期に対策を講じることが求められている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

(1) 社会資本整備総合交付金等について

ア インフラ整備等に係る社会資本整備総合交付金について、要望額に対する配分額が4割程度と著しく低いものもあるなど、財源に基づく事業計画の執行に支障をきたしていることから、地方自治体が必要とする総額を確保するとともに、地方自治体ごとの要望額に対する配分割合に極端な格差をつけることなく、地域の実情を勘案した適切な配分とすること。【横須賀、秦野、厚木、南足柄、相模原、平塚、藤沢、逗子、三浦、伊勢原】

イ インフラ整備等に係る農山漁村地域整備交付金は、地方自治体が必要とする総額を確保すること。【横須賀、小田原】

(2) 公共施設の維持管理について

ア 公共施設等総合管理計画に基づき実施される、公共建築物の更新費用（改築費、除却費、修繕費など）に対する新たな補助制度を創設するとともに、普通交付税不交付団体に対しても公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置と同等の十分な財政措置を講じること。【鎌倉、藤沢、逗子、厚木、伊勢原】

イ 避難所として確保すべき小・中学校や早期復旧に影響の大きな下水道等の老朽化に対応するためには、計画的に維持修繕や更新を進めていく必要がある。円滑な事業実施のため社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金、公共施設等適正管理推進事業債を十分かつ安定的に確保すること。また、平成30年4月に公共施設等適正管理推進事業債の拡充が行われたが、行政サービスの持続的な提供を可能にするためには、庁舎等公用施設の老朽化への対応も不可欠になることから、公用施設も対象とするよう採択基準の緩和を図ること。【綾瀬、横浜、鎌倉、小田原、三浦、厚木】

ウ 国の施策であるコンパクトシティ及び国土強靱化を推進するほか、国公有財産の最

適利用を図るため、行政機能の複合・集約化を推進する補助制度を創設すること。【厚木】

(3) 水道施設の維持管理について **一部新規**

ライフラインである水道施設の保全のため、老朽化した水道施設の更新や耐震化がより促進されるよう、生活基盤施設耐震化等交付金について、所要額を確実に確保するとともに、補助採択基準に係る資本単価要件の撤廃、または大幅な引き下げなどの財政支援を拡充すること。【小田原、横須賀、三浦、秦野、厚木】

(4) 下水道施設の整備について **一部新規**

ア 下水道施設の整備に係る社会資本整備総合交付金を十分に確保すること。

【川崎、横浜、相模原、横須賀、小田原、三浦、秦野、厚木、伊勢原】

イ 下水道施設は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全などに寄与する、極めて公共性の高い社会資本である。このため、水質汚濁防止法では、国の責務として、地方公共団体が実施する生活排水対策に対し、財政上の援助に努めなくてはならないと明確に示されている。全国的に下水道施設の老朽化が進む中、既存施設・設備の管理、更新を適切に行い、長寿命化を図ることの重要性がますます高まることを踏まえ、下水道施設の改築・更新等に係る十分な財政支援を講じること。【川崎、藤沢、大和、横浜、相模原、横須賀、平塚、鎌倉、小田原、三浦、秦野、厚木、伊勢原】

(5) 急傾斜地崩壊対策の推進について **一部新規**

ア 急傾斜地崩壊対策事業の推進のため、国庫補助採択要件の緩和と、それに伴う財源の確保を行うとともに、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法における急傾斜地崩壊対策事業に対する国の見解を見直すことにより、所有者不明土地の固定資産課税台帳等を柔軟に活用できるようにすること。【横須賀、横浜、鎌倉、藤沢、小田原、逗子、三浦、厚木】

イ 大規模災害発生時の避難場所等として指定をしている施設等を土砂崩れ等の災害から守るための対策にかかる経費について、国・県の補助制度を拡充すること。【厚木、鎌倉】

(6) 河川等治水事業の推進について **一部新規**

ア 平成 28 年 5 月に国土交通省が発表した相模川の洪水浸水想定区域図によれば、浸水区域が従前の想定と比較し、約 2.4 倍に拡大した。また、平成 30 年 7 月の西日本豪雨では、国・県が管理する 22 河川で堤防が決壊し、各地に甚大な被害を及ぼした。堤防未整備箇所が多い相模川において、このような被害を未然に防ぐためにも、現在用地取得が進められている相模川左岸国道 1 号上流（平塚市須賀・馬入地区、寒川町田端

地区)の堤防整備を早期に実現し、国道1号より下流(茅ヶ崎市中島地区)については、早急に整備方針や整備時期を明確にすること。【平塚、茅ヶ崎】

イ 特定都市河川の流域自治体は、雨水浸透阻害行為に係る許認可事務のほか、流域水害対策計画において公共対策量が課せられる等、人的、財政的な負担が増加している。これらの負担を軽減するとともに、法指定の目的を果たしていくため、特定都市河川の流域内で行われる浸水被害対策事業について、社会資本整備総合交付金の補助率の上乗せや地方交付税措置を講じること。また、治水対策の根幹をなす河川改修の確実かつ速やかな推進に向けた財政措置を講じること。【大和、横浜、相模原、藤沢】

ウ 現行の河川事業を対象とした社会資本整備総合交付金の交付要件は、流域全体または路線全体の整備を計画に位置付けることが基本となっているが、高い治水効果が見込まれる一部改修等の事業についても交付対象とすること。併せて、河川事業全体に対して交付額が削減されているが、治水事業全体について増額すること。【鎌倉、相模原、小田原、厚木】

(7) 道路の整備促進について 一部新規

ア 慢性的な交通渋滞の解消や災害時における道路網の確保、沿線住民の住環境の向上、中央自動車道及び関越自動車道へのアクセス向上を図るため、首都圏中央連絡自動車道の一部である高速横浜環状南線及び横浜湘南道路を早期に整備するとともに、本線と一体的に整備する必要があるアクセス道路の事業費を確保すること。【横浜、横須賀、鎌倉、藤沢】

イ 国道357号及び厚木秦野道路の事業化区間を着実に整備するとともに、新東名高速道路と接続する国道246号秦野インターチェンジ関連事業(インターアクセス道路)の整備を促進すること。なお、整備に当たっては、安定した財源を確保し、環境等にも配慮すること。【横浜、秦野、厚木、伊勢原】

ウ 県が事業主体である三浦縦貫道路Ⅱ期区間や三浦半島中央道路をはじめとする三浦半島の幹線道路の早期整備、横浜市内で事業中である高速横浜環状北西線の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」までの開通に向けた着実な事業費を確保すること。【横浜、三浦、横須賀、逗子】

エ 大規模な地震が発生した場合に必要な緊急輸送路等の整備や橋梁等の耐震補強の推進、無電柱化の推進、通学路と踏切の安全対策の推進及び老朽化対策の推進のための財源を十分に確保すること。【横浜、相模原、藤沢、小田原】

オ 慢性的な交通渋滞の解消や災害時における道路網の確保等のため、国道413号、県道52号(相模原町田)、津久井広域道路等の幹線道路の整備事業について、安定的・継続的な財源を確保する等、更なる支援を強化すること。【相模原】

カ 地域経済の活性化や三浦半島全体の交通の円滑化を図るため、横浜横須賀道路の料金値下げに続き三浦縦貫道路をはじめとする三浦半島地区の有料道路の通行料金が引

き下げられるよう、県道路公社に対し、国の立場から技術的指導等の支援を強化すること。【三浦、横須賀、逗子】

キ 国道 135 号の石橋から根府川間は代替の道路がないため、異常気象時に通行止めとなった場合に、湯河原等から箱根方面に大きく迂回を強いられる。また、国道 1 号は急勾配区間が長く、冬季は積雪により通行不能となるなど、西湘地域の県際交通を担う主要道路はいずれも脆弱であることから、県境をまたぐ道路のネットワーク強化（「伊豆湘南道路」の整備）と西湘バイパスの無料化を実現すること。【小田原】

ク 地方自治体において長期安定的に道路ネットワークの整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設すること。【小田原】

ケ 海岸の自然景観に住宅等が心地よく融合し、魅力的な海浜地として再整備を図るため、海岸近くを通過する国道 134 号線の地下化について、その実現の可能性を検討すること。【逗子】

(8) 鉄道施設の整備促進について

ア 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業の事業化に向けた手続き等に必要な補助金及び相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業の周辺道路の整備に向けた事業費を確保すること。【横浜】

イ 都市鉄道利便増進事業（神奈川東部方面線）は、相鉄・JR直通線が 2019 年度下期に開業するが、相鉄・東急直通線は 2022 年度下期開業に向けて工事が最盛期を迎えることから、国としても引き続き着実に事業を推進すること。【横浜】

ウ 充実した鉄道ネットワークを構築するために、高速鉄道 3 号線の延伸等、計画路線の事業化に向けた取組や整備制度の改善に向け、積極的な支援を行うこと。【横浜】

エ 鎌倉の貴重な歴史的遺産を未来後世へ守り伝えていくため、国指定史跡若宮大路及び円覚寺境内の歴史的景観の復活を目指すとともに、踏切による交通渋滞の解消に向け、JR 横須賀線の鉄道敷地の将来的な地下化について、国主導による鉄道事業者との協議を行うために、国、県、鉄道事業者等関係機関等と協議・検討を行う体制を構築すること。【鎌倉】

(9) 港湾の整備促進について 一部新規

ア 多くの外国人旅行者が訪れる東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、横浜港におけるクルーズ客船の受入機能の強化やホテルシップの実施するとともに、臨海部の賑わい創出に積極的な支援を行うこと。【横浜】

イ コンテナ貨物や自動車貨物等の取扱機能の強化を図るため、先進的な港湾施設の整備に対する支援を行うとともに、国際コンテナ戦略港湾として国際競争力強化を図るために必要な港湾コスト低減やロジスティクス機能の強化等の取組に支援を行うこと。【横浜、川崎】

ウ 頻発する大型台風等による高潮や大規模地震による津波の被害を防ぐため、海岸保全施設等の整備への支援を行うこと。【横浜、小田原】

エ 港湾物流機能強化に資する臨海部と背後圏を連絡する臨港交通施設の整備等を促進すること。【川崎、横浜】

オ 港湾施設の老朽化に対応した維持管理に必要な財政措置及び施設の延命化に係る事業の拡充を図ること。【川崎、横浜】

カ 新たな港の賑わい創出や地域の活性化を図るため、川崎港においてホテルシップを契機としたクルーズ船(ホテルシップ等)の受け入れに必要な検討や支援を行うこと。【川崎】

(10) 水産基盤の整備促進について 一部新規

国民への安全・安心な水産物の提供のため、利用範囲が全国的な特定第三種漁港である三崎漁港及び第三種漁港である小田原漁港における高度衛生管理に対応した荷捌所、冷凍冷蔵庫、加工団地の整備に対する財政支援策の拡充等、水揚から加工・流通まで一貫した高度衛生管理に関する取組を推進すること。【三浦、小田原】

(11) 都市整備の推進について

「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」の実現のため新駅設置等への財政的支援を行うこと。【鎌倉】

(12) 海岸の保全について 一部新規

海岸漂着物等の処理・対策に係る地方自治体への支援を継続すること。また、観光客を含む来場者が排出するごみの回収についても、地方自治体への支援を行うこと。【逗子、藤沢、茅ヶ崎】

(13) 緑地等の整備について

地方自治体が所有する緑地や古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法等の規制により土地利用に制限がかけられている樹林地等、市街地に隣接した緑地の整備に対する新たな支援制度を創設すること。【鎌倉】

(14) エリアプライシングの推進について

多くの歴史的遺産が在る鎌倉地域の交通渋滞の抜本的な解消を目指す(仮称)鎌倉ロードプライシング(エリアプライシング)の導入に向け、法的面、技術面及び財政面の支援を行うとともに、社会実験や実施に当たっての補助制度を充実すること。【鎌倉】

(15) 水上オートバイの適切な利用について

水上オートバイの飲酒操縦及び危険な操縦の取締りの徹底及び水上オートバイによる大きな排気音や海上での大音量の音楽等を流すことについて規制すること。【逗子、鎌倉】

(16) 水道事業体の県営水道への統合支援について

県下の水道事業体で県営水道事業への統合を希望する事業体がある場合には、積極的に統合することを求めるように県に対して働きかけるとともに、当該事業体はもとより密接に関連のある周辺の事業体に対して、制度的・財源的支援の体制を整えること。【三浦、相模原】

